

議員提案第24号

「こころの健康を守り推進する基本法」  
の制定を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成24年3月16日提出

新潟市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

青木千代子  
高橋三義  
串田修平  
梅山修  
遠藤哲  
金子孝  
佐々木薫  
五十嵐完二  
小山哲夫  
栗原学  
吉田孝志  
山際敦  
加藤大弥  
本図良雄  
渡辺仁

## 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しています。こうした数字に代表されるように、我が国は国民の心の健康危機といえる状況にあります。ひきこもり、虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、心の健康の問題があるといえます。

しかし日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こうした心の健康についての国民ニーズにこたえられるものではありません。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度をあらゆる総合指標(障害調整生命年(DALY))を開発し、政策における優先度をあらゆる指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます。(WHOの「命と生活障害の総合指標」による)

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていません。

心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、心の健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

新潟市議会議長

藤田 隆

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } あて